



国民健康保険のお知らせ

国民 健康保険特別会計は、例年6月の市議会に補正予算を提出しています。

これは、前年度の決算見込額が明らかになる5月に、あらためて当該年度の予算額を算定するためです。

国民健康保険は、被保険者の方々の医療費を支払うため被保険者の皆さんに納めていただく国民健康保険税と国・県等の公費負担などの収入により運営されています。

市町村の保険給付に必要な費用は、県からの交付金によって賄われ、市町村は、県に対して国保事業費納付金を納付しています。(二本松市の状況は【表①】の予算とおりに)

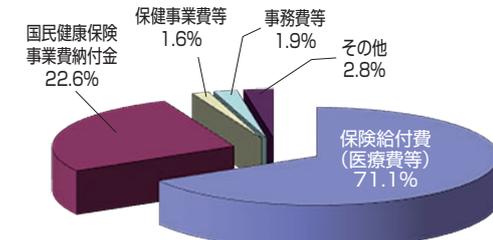
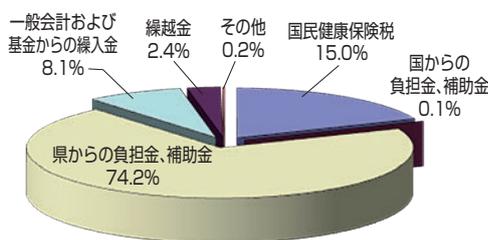
このため、国民健康保険の税率(表②)は、県への納付金の額から公費負担などの収入を差し引いた分を賄えるように決定されますが、今年度は、前年度からの繰越金を全額充当することで、税負担の軽減を図りました。

昨年度の歳入歳出差引額は、約1億3千万円の黒字が見込まれていますが、医療の高度

化や加入者の高齢化により医療費が増加傾向にあるため、今後も、医療費の適正化、保健事業の推進等の取り組みを行うことで、医療費の増加を抑制しながら、安定した国民健康保険の運営に努めます。

【表①】国民健康保険特別会計 令和5年度予算(本算定)決定 総額55億4,682万円

歳入 歳入予算総額に占める国民健康保険税の割合は15%で、予算額は8億3,361万6千円。
歳出 歳出総額に占める保険給付費(医療費等)の予算額は39億4,508万7千円で、全体の約71%。



【表②】令和5年度 国民健康保険税の税率等

※()内の数値は、前年度と比較した場合の増減値。

	①医療分 (基礎課税分)	②後期高齢者 支援金分	③介護 納付金分
所得割額	6.88% (+0.02%)	2.91% (▲0.12%)	2.82% (▲0.18%)
1人当たりの均等割額	22,200円 (+100円)	9,300円 (▲100円)	10,600円 (▲500円)
世帯当たりの平等割額	15,600円 (±0円)	6,500円 (▲200円)	5,200円 (▲300円)
世帯当たりの課税限度額	650,000円 (±0円)	220,000円 (+20,000円)	170,000円 (±0円)

年齢ごとの納付内訳

国民健康保険税は、加入者の年齢によって納める内容が異なります(左の表の①~③で表記すると次のとおり)。

- 40歳未満…①+②
- 40~64歳…①+②+③
- 65~74歳…①+②※介護納付金分は別に納付

国民健康保険高齢受給者証の更新について

国民健康保険加入中の70歳から74歳の方に、新しい有効期間の高齢受給者証を郵送しています。

8月1日以降に医療機関を受診する場合には、新しい高齢受給者証を国民健康保険被保険者証と一緒にご提示ください。



限度額適用認定証をお持ちの方へ

限度額適用認定証の更新日は毎年8月1日となっております。引き続き高額な医療費が見込まれる方で、まだ更新の手続きを済まされていない方は、現在手元にある限度額適用認定証、国民健康保険被保険者証をお持ちの上、交付申請をしてください。

また、限度額適用認定証をお持ちでない方で、今後高額

二本松市では、子育て世帯の負担を軽減するために、達する子ども(18歳)の均等割額を全額減免しています!



- ・課税額など
 国税務課市民税係
 ☎(55)5106
 Fax(22)1547
- ・納税など
 国税務課収納係
 ☎(55)5087
 Fax(22)0790
- ・資格、給付
 国保年金課国保年金係
 ☎(55)5106
 Fax(22)1547

な医療費が見込まれる方は、限度額適用認定証を提示することで、医療機関での自己負担額が世帯に応じた一定額まで引き下げられますので、必要な場合は、限度額適用認定証の交付申請をしてください。

◎問い合わせ:



後期高齢者医療制度のお知らせ

令和5年度後期高齢者医療保険料額の決定通知

後期

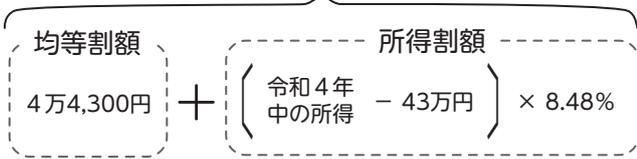
高齢者医療制度の被保険者に、令和5年6月23日までになった方には、8月上旬に、保険料額決定通知書を送付しています。

その後に75歳になった方や住所を異動した方へは、8月以降随時、保険料額決定通知書を送付します。

●保険料の算出方法

令和4年中の所得等をもとに算出されます。(左の表のとおり)

年間保険料 (上限66万円 ※昨年度同様)



※令和4年度保険料率は、均等割額44,300円、所得割率8.48%

●保険料の軽減

【所得の低い世帯の方】

所得が一定の基準額以下の場合、均等割額が2割、5割、7割まで軽減されます。

【被扶養者だった方】

後期高齢者医療制度に加入する前口まで被用者保険等(国保・国保組合は除く)の被扶養者であった方は、「所得割額が賦課されず」、加入日から2年間、均等割額が5割軽減されます。

※軽減は、軽減割合の高い軽減が優先的に適用されます。

●保険料の納付方法

【特別徴収】

年金からの支払い(年金天引き)による納付方法です。

※口座振替による納付に変更を希望する方は、国保年金課(市役所1階)または各支所まで手続きしてください。

【普通徴収】

□座振替や指定金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)窓口、コンビニ、スマホ決済での納付方法です。納付書が届いた方は、納期限までに納付してください。

※口座振替を希望する方は、金融機関窓口で手続きをしてください。

※すでに国保税で口座振替を利用している方も、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望する場合は、あらかじめ手続きが必要となります。

一部負担金の軽減

一部負担金の割合が3割の方で、収入が次の場合は、申請をすることで、一部負担金の割合が変更になります。

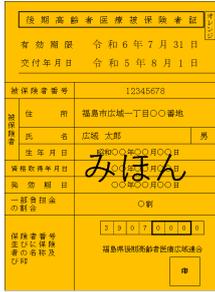
被保険者数	収入の状況	該当するもの	一部負担金
世帯に1人	①被保険者の方の収入額が383万円未満、または被保険者の方および同一世帯の70~74歳の方の合計収入額が520万円未満	①	2割
	②被保険者の年金収入+その他の合計所得が200万円未満	①+②	1割
世帯に2人以上	③被保険者の方の合計収入額が520万円未満	③	2割
	④同一世帯の被保険者の年金収入+その他の合計所得の合計が320万円未満	③+④	1割

「被保険者証」の更新

現在使用している「被保険者証」の有効期限は、7月31日となっています。

新しい被保険者証は7月末日までに郵送しています。

新しく届いた被保険者証の窓口で支払う一部負担金の割合(1割、2割または3割)を確認の上、8月1日からは、新しい被保険者証(オレンジ色)を使用してください。



「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

入院や外来などで支払う自己負担限度額や入院時の食事代が減額される「限度額認定証」や「減額認定証」の有効期限も、7月31日となっています。「限度額認定証」・「減額認定証」をお持ちの方で8月以降も該当する方には、新しい認定証を郵送します。交付申請は不要です。

●返却を忘れずに

有効期限が切れた被保険者証および各認定証は、国保年金課または各支所に返却してください。

「後期健診」を受診する方へ

後期高齢者健康診査の対象者は「健診日に後期高齢者医療に加入している方」となっています。

また、受診の際に受診券・受診録・被保険者証が必要になりますので忘れずに持参してください。

なお、後期健診の受診券・受診録が届いていない場合には、左記までお問い合わせください。

「後期歯科検診」の実施

昭和22年4月2日から昭和23年4月1日生まれの方を対象に、歯科口腔健康診査を実施しています。後期高齢者医療広域連合から案内状が届いている方は、事前に歯科医療機関を予約し、11月30日まで受診してください。

◎問い合わせ

国保年金課医療給付係
☎(55) 5107
☎(22) 1547
Fax (22) 1547